

# 朝来市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

朝 来 市



# 目 次

1	はじめに	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の期間	2
1-3	計画の対象範囲	2
1-4	計画の位置付け	3
2	公共施設等の保有状況	4
2-1	公共施設の概要	4
2-2	インフラ施設の概要	7
2-3	企業資産施設の概要	8
3	公共施設等を取り巻く現状と課題	9
3-1	老朽化の進行	9
3-2	市民ニーズ等の変化	12
3-3	厳しい財政状況	15
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
4-1	基本的な考え方	18
4-2	取り組みの3原則	19
4-3	公共施設等に関する数値目標	21
5	公共施設の管理に関する方針	22
5-1	分野横断的な視点に基づく保有量の最適化	22
5-2	計画的な保全による長寿命化	25
5-3	効率的・効果的な維持管理・運営	27
6	インフラ施設の管理に関する方針	28
6-1	道路施設	28
6-2	公園施設	32
7	企業資産施設の管理に関する方針	33
7-1	水道施設	33
7-2	下水道施設	35
8	推進体制等	37
8-1	推進体制の構築	37
8-2	情報の一元管理・共有化	38
8-3	市民等との情報共有	38
8-4	計画のフォローアップ	38



# 1 はじめに

## 1-1 背景と目的

学校や図書館、道路・橋りょうなどの公共施設等は、市民の日々の暮らしを支える基盤であるとともに、様々な行政サービスを提供する場として、また、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、大きな役割を果たしてきました。一方、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、IT技術の進歩など、市民の行政サービスに対するニーズは大きく変化しており、今後もさらに変化していくことが予想されることから、それらに適切かつ柔軟に対応していくことが求められます。

近年、公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となる中、本市においても、多くの施設において老朽化や耐震不足などの課題が明らかとなっており、今後、改修や更新に多額の財政負担を伴うことが考えられます。また、4町合併により誕生した本市においては、合併前の各町が保有していた施設の中に機能や役割が重複する施設が複数存在しているのも特徴の一つと言えます。

市の財政として将来的な歳入の大幅な伸びが見込めない中、老若男女様々な市民が利用する公共施設において、改修や建替えを適切に実施し、安全性を確保していくという当たり前のことが困難な状況となっています。

そのため、本市では、平成27年10月、公共施設（いわゆるハコモノ）を対象として、施設の状況を明らかにする「朝来市公共施設白書」と公共施設マネジメント※の推進にかかる基本的な考え方を明らかにする「朝来市公共施設再配置基本方針」を策定、公表しました。

本計画は、基本方針の考え方を踏襲しつつ、新たにインフラ施設等も対象に加え、改めて「朝来市公共施設等総合管理計画」として取りまとめるものです。

### ※公共施設マネジメントとは

公共施設は、市民が安全で安心してサービスを継続的に利用できるよう、サービス水準を適切に維持しつつ、新たな市民ニーズ等にも対応していくことが求められます。

公共施設のマネジメントとは、本市が保有又は管理する公共施設等の現状と課題を分析し、施設保有量の見直しや効率的・効果的な維持保全による施設の長寿命化、運営等にかかるコストの最適化など、保有する市有財産を最適に維持管理し、有効活用を図るための取り組みです。



朝来市マスコットキャラクター  
ちやすりん

## 1-2 計画の期間

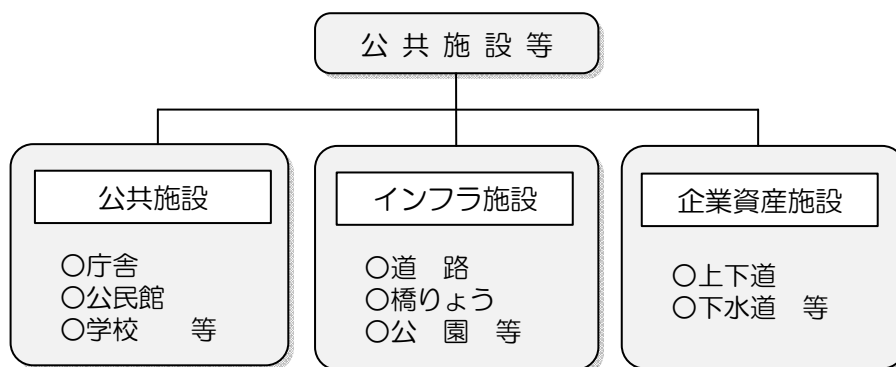
公共施設マネジメントには、将来の更新を見据えて中長期的な視点で取り組むことが不可欠であるため、本計画の対象期間は、平成 28 年度（2016 年度）から 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

なお、財政状況等を踏まえた実効性の高い計画としていくため、総合計画の改定や取り組みの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 1-3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が保有する公共施設等とします。本市が保有する公共施設等は、庁舎や学校などの建築物を有する「公共施設」と道路・橋りょう・公園等の「インフラ施設」、公営企業が保有する「企業資産施設」があります。

図表 1-1 計画の対象範囲



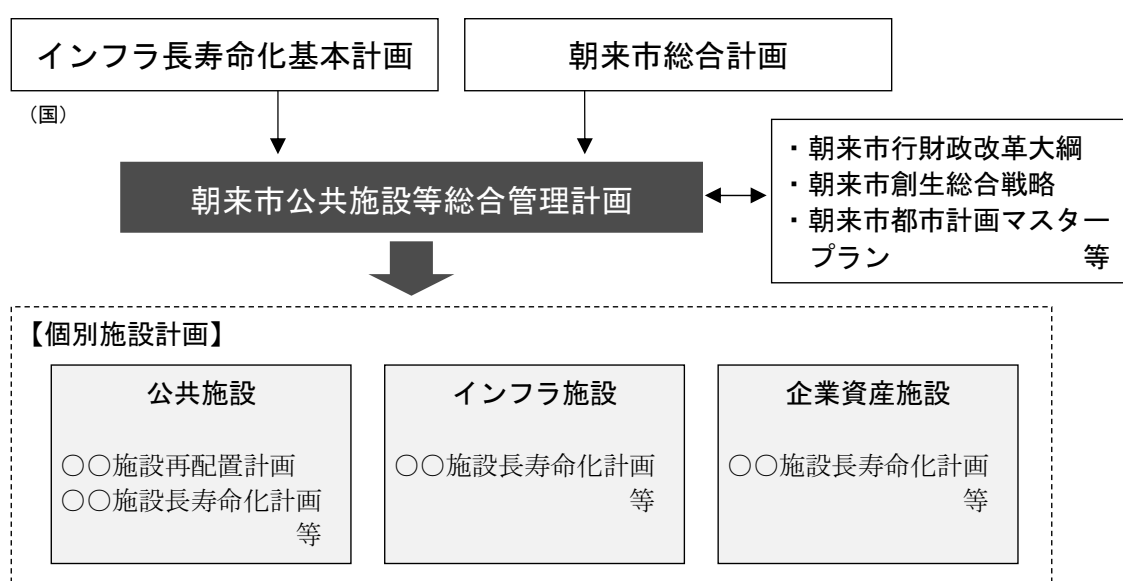
注：施設を構成する土地を含む。

## 1-4 計画の位置付け

本計画は、「朝来市総合計画」に則し、公共施設マネジメントを推進していくための基本となる計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づく行動計画（インフラ長寿命化計画）として策定するものです。

既存及び今後策定する個別施設計画については、本計画に掲げる方針を踏まえるものとします。

図表 1-2 計画の位置付け



## 2 公共施設等の保有状況

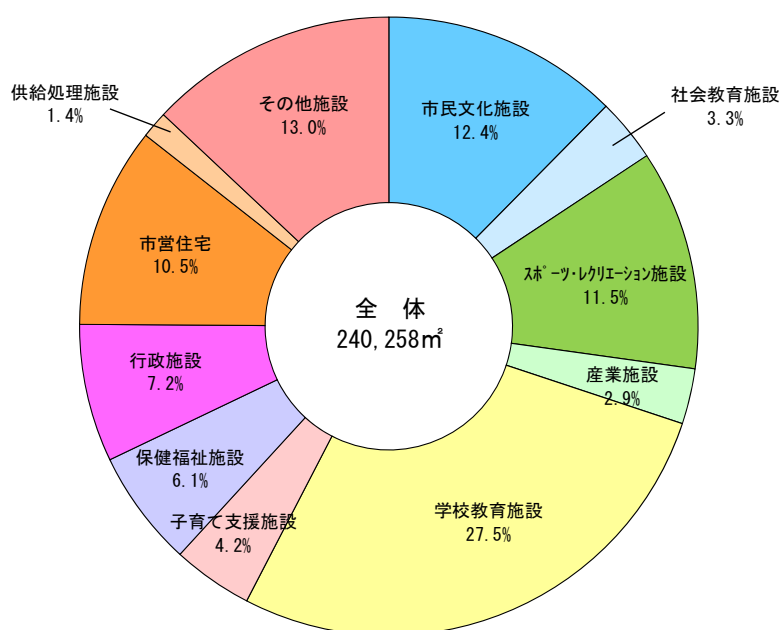
### 2-1 公共施設の概要

#### (1) 保有施設の内訳

本市では、364 施設、延床面積約 24 万 m<sup>2</sup>（平成 28 年 3 月末現在）の公共施設を保有しています。

公共施設の大分類別に延床面積の構成比をみると、学校教育施設が 27.5%（約 6.6 万 m<sup>2</sup>）で全体の約 1/4 を占めており、次いでその他施設以外では市民文化施設が 12.4%（約 3.0 万 m<sup>2</sup>）、スポーツ・レクリエーション施設が 11.5%（約 2.8 万 m<sup>2</sup>）などとなっています。

図表 2-1 施設大分類別の延床面積構成比





図表 2-2 公共施設の一覧（平成 28 年 3 月末現在）

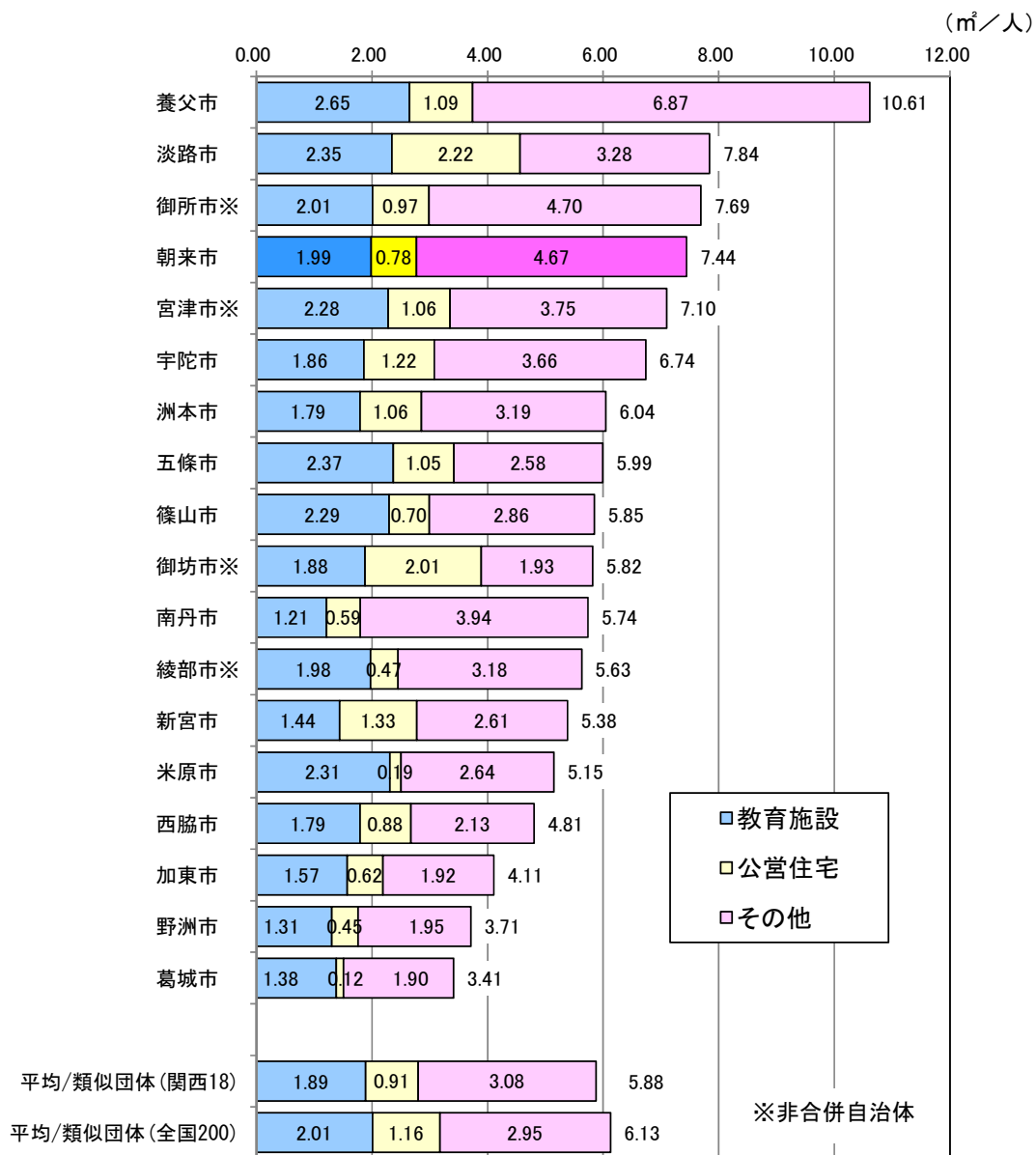
大分類	中分類	主な施設	施設数	構成比	構成比	延床面積	構成比	構成比
市民文化施設	公民館等	公民館	8件	2.2%	20.6%	5,306㎡	2.2%	12.4%
	集会施設	集会所	63件	17.3%		15,371㎡	6.4%	
	文化施設	ホール	4件	1.1%		9,069㎡	3.8%	
社会教育施設	図書館	図書館	2件	0.6%	3.3%	1,830㎡	0.8%	3.3%
	博物館等	美術館、文化財センター、資料館	10件	2.7%		5,991㎡	2.5%	
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館、温水プール、ゲートボール場	26件	7.1%	10.1%	16,941㎡	7.1%	11.5%
	レク施設	体験実習館、温泉	11件	3.0%		10,595㎡	4.4%	
産業施設	産業施設	道の駅	6件	1.6%	1.6%	6,904㎡	2.9%	2.9%
学校教育施設	小学校	小学校	11件	3.0%	5.2%	41,570㎡	17.3%	27.5%
	中学校	中学校	4件	1.1%		22,647㎡	9.4%	
	その他教育	給食センター、給食調理場	4件	1.1%		2,026㎡	0.8%	
子育て支援施設	幼稚園	幼稚園	2件	0.6%	4.2%	1,179㎡	0.5%	4.2%
	保育所	保育所	2件	0.6%		740㎡	0.3%	
	こども園	こども園	7件	1.9%		6,532㎡	2.7%	
	子育て支援	学童クラブ	4件	1.1%		1,796㎡	0.7%	
保健福祉施設	福祉施設	老人福祉センター、ケアハウス、作業所	21件	5.7%	6.3%	13,419㎡	5.6%	6.1%
	保健施設	保健センター	2件	0.6%		1,198㎡	0.5%	
行政施設	庁舎	市役所、庁舎、農業研修センター	7件	1.9%	16.2%	13,322㎡	5.5%	7.2%
	防災施設	防災センター、防災備蓄倉庫	2件	0.6%		1,010㎡	0.4%	
	その他行政	ケーブルテレビセンター、消防機庫	50件	13.7%		3,150㎡	1.3%	
市営住宅	市営住宅	市営住宅	27件	7.4%	7.4%	25,253㎡	10.5%	10.5%
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター	2件	0.6%	0.6%	3,273㎡	1.4%	1.4%
その他	交通施設	駐車場	1件	0.3%	24.5%	32㎡	0.0%	13.0%
	火葬場	セレモニーホール	1件	0.3%		1,798㎡	0.7%	
	公園施設	公園施設	15件	4.1%		1,109㎡	0.5%	
	トイレ	公衆便所	17件	4.7%		392㎡	0.2%	
	倉庫	倉庫	10件	2.7%		962㎡	0.4%	
	住宅施設	教職員住宅	9件	2.5%		962㎡	0.4%	
	その他	旧小・中学校、旧事務所	36件	9.9%		25,878㎡	10.8%	
公共施設 計			364件	100%	100%	240,258㎡	100%	100%

## (2) 類似都市との比較

本市の1人あたり公共施設延床面積は7.44 m<sup>2</sup>となっています（比較のため平成27年1月1日の住民基本台帳人口32,274人をもとに算出）。

隣接する養父市（10.61 m<sup>2</sup>）などよりは少ないものの、類似団体平均（全国200団体の平均6.13 m<sup>2</sup>、関西圏18団体の平均5.88 m<sup>2</sup>）と比べて多くなっています。

図表 2-3 市民1人あたり公共施設延床面積の比較



※朝来市の施設延床面積の値は本計画の値（なお、比較のため、その他教育はその他に分類）  
 ※類似団体：類型「I-1」（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の200団体）  
 ※類似団体の施設延床面積は、総務省「公共施設状況調査経年比較表 市町村経年比較表」の平成26年度の値  
 ※人口は、総務省「平成27年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」による平成27年1月1日の値

## 2-2 インフラ施設の概要

本市が管理するインフラ施設には、道路、公園のほか、農道、林道など、市民生活や経済活動の基盤となる施設が含まれます。

これらのインフラ施設のうち、主な施設の管理状況（平成 28 年 3 月末現在）をみると、本市が管理する道路は、一般道路が延長約 623km（1,511 路線）、自転車歩行者道が延長約 0.2km（3 路線）であり、一般道路のうち、幹線市道（1 級市道及び 2 級市道）の延長は約 166.3km となっており、一般道路の改良率は 65.8%、舗装率は 92.0%などとなっています。

また、橋りょうを 615 橋（うち橋長 15m 以上の橋りょうは 158 橋）、延長約 8.7km を管理しているほか、トンネル 4 箇所、直轄林道 6 路線、直轄農道 1 路線を管理しています。

公園は 36 箇所、面積約 3.8ha を管理しており、そのうち都市公園が 4 箇所、面積約 0.76ha となっています。

図表 2-4 主なインフラ施設の管理状況（平成 28 年 3 月末現在）

大分類	中分類	施設数等		改良率	面積
道路	1 級市道	44 路線	70,960m	86.2%	511,496 m <sup>2</sup> (舗装率 99.9%)
	2 級市道	71 路線	95,339m	80.1%	537,089 m <sup>2</sup> (舗装率 94.6%)
	その他市道	1,396 路線	456,708m	59.6%	2,239,334 m <sup>2</sup> (舗装率 90.2%)
	一般道路	1,511 路線	623,007m	65.8%	3,287,919 m <sup>2</sup> (舗装率 92.0%)
	自転車歩行者道	3 路線	207m	100.0%	499 m <sup>2</sup> (舗装率 100%)
	橋りょう	615 橋 (15m 以上 158 橋)	8,718m	—	51,568 m <sup>2</sup>
	トンネル	4 箇所	約 1,342m	—	10,659 m <sup>2</sup>
	直轄林道	6 路線	約 27,400m	—	—
	直轄農道	(佐囊地内) 1 路線	約 3,700m	—	—
公園	都市公園	4 箇所	7,650 m <sup>2</sup>	—	—
	その他の公園	32 箇所	31,011 m <sup>2</sup>	—	—

## 2-3 企業資産施設の概要

本市が保有する企業資産施設（平成 28 年 3 月末現在）は、水道施設と下水道施設に区分されます。

水道施設は安全な飲料水を市民等に供給するため、下水道施設は、快適で衛生的な生活環境への改善及び公共用水域の水質保全等のため、市民生活や経済活動に欠くことのできない施設ですが、本市では、市域が広大であることから、水道施設、下水道施設ともに多くの施設を抱えています。

主な水道施設としては、管路延長が約 401.2km、浄水場が 21 箇所（上水道 17 箇所、簡易水道施設等 4 箇所）、配水池が 35 箇所（上水道 31 箇所、簡易水道施設等 4 箇所）などとなっています。

主な下水道施設は、管路延長が約 340.5km、処理場が 34 箇所（公共下水道 1 箇所、特定環境保全公共下水道 5 箇所、農業集落排水施設 13 箇所、コミュニティ・プラント 15 箇所）、マンホールポンプ 245 箇所（公共下水道 16 箇所、特定環境保全公共下水道 78 箇所、農業集落排水施設 113 箇所、コミュニティ・プラント 38 箇所）となっています。

図表 2-5 主な企業資産施設の管理状況（平成 28 年 3 月末現在）

大分類	中分類	施設数等
水道施設	管路	401,195m
	浄水場	21 箇所（上水道 17、簡易水道等 4）
	配水池	35 箇所（上水道 31、簡易水道等 4）
下水道	管路	340,470m
	処理場	34 箇所（公共下水道 1、特定環境保全公共下水道 5、農業集落排水施設 13、コミュニティ・プラント 15）
	マンホールポンプ	245 箇所（公共下水道 16、特定環境保全公共下水道 78、農業集落排水施設 113、コミュニティ・プラント 38）

### 3 公共施設等を取り巻く現状と課題

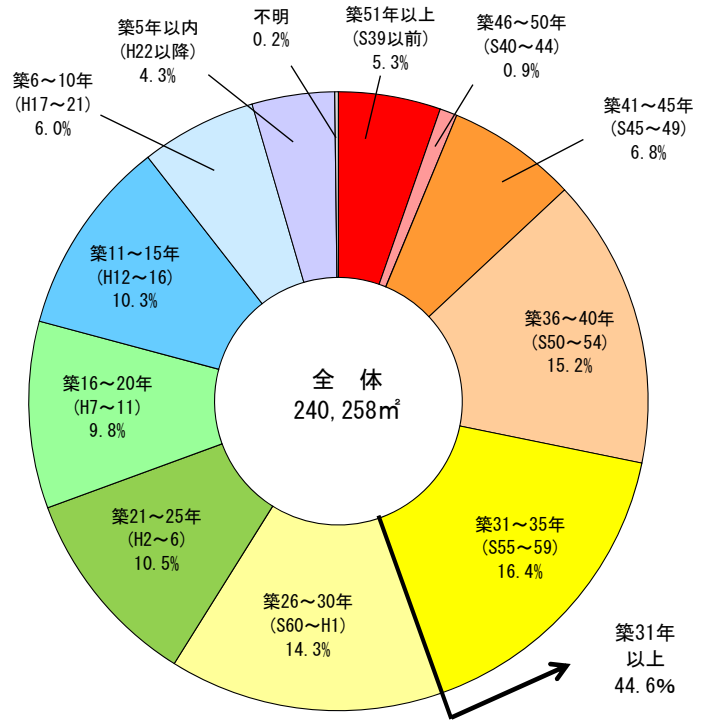
#### 3-1 老朽化の進行

##### (1) 公共施設

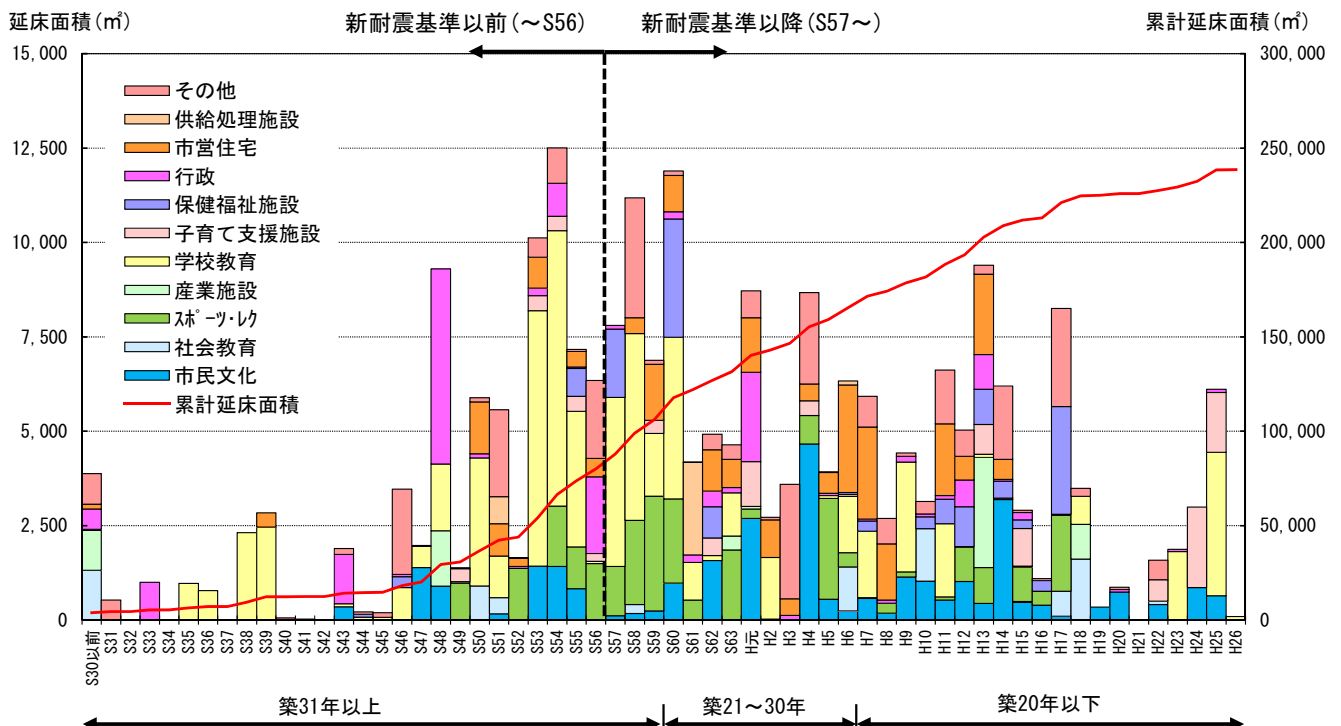
保有する公共施設を建築年別にみると、築31～35年が最も多く16.4%（約3.9万㎡）を占めており、次いで築36～40年が15.2%（約3.6万㎡）、築26～30年が14.3%（約3.4万㎡）となっています。

一般に築30年が経過すると大規模改修が必要とされますが、築後30年を超過している施設が44.6%（約9.9万㎡）を占めています。

図表 3-1 築後年数別の延床面積構成比



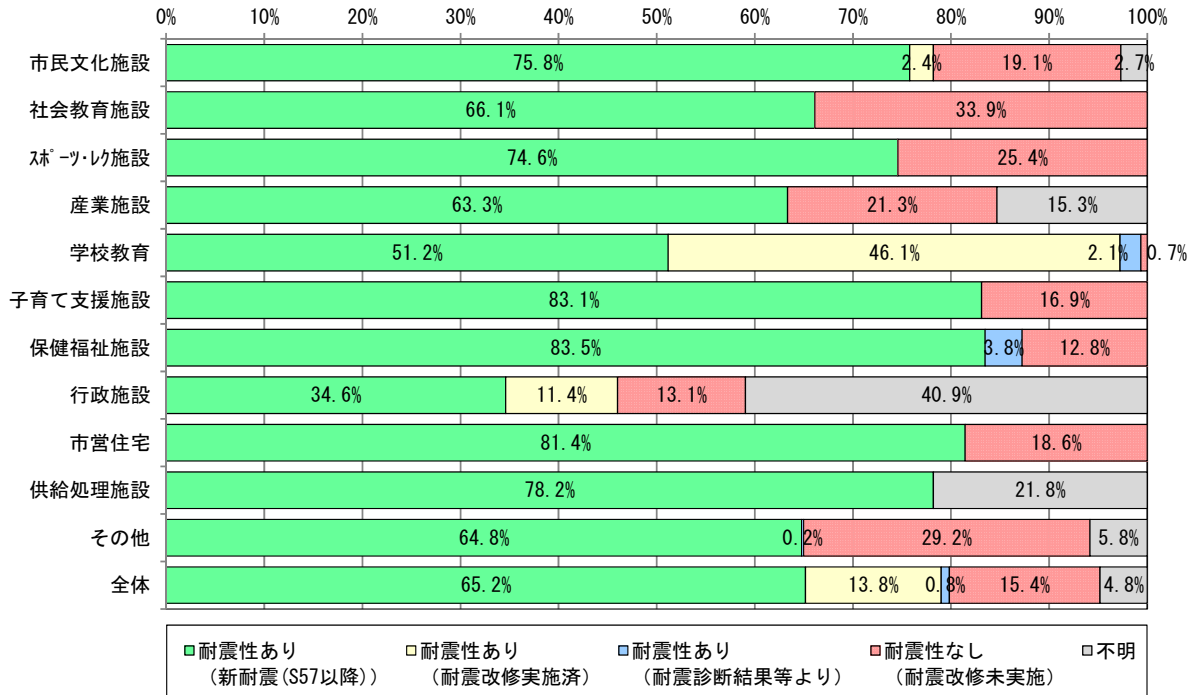
図表 3-2 施設大分類別・建築年別の延床面積推移



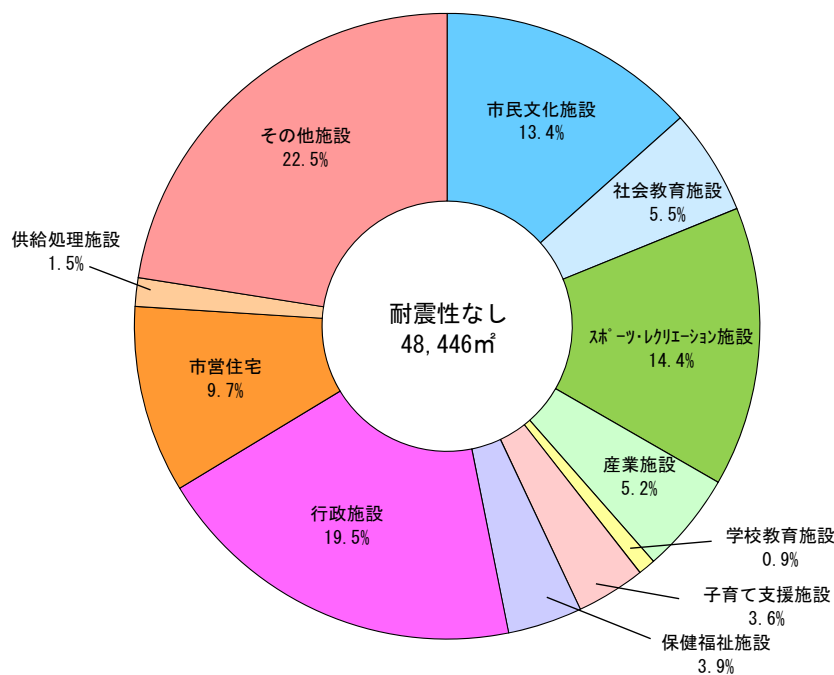
耐震化の状況をみると、耐震性の確保された建物の延床面積は全体の79.8%を占めています（規模の小さな施設や簡易な付属建物なども含めた集計）。

耐震性のない建物の延床面積の割合を分類別にみると、その他施設22.5%（約1.1万㎡）、行政施設19.5%（約0.9万㎡）などで多くなっています。

図表 3-3 施設分類別、耐震性の有無別の延床面積構成比



図表 3-4 耐震性のない建物の施設分類別の延べ床面積構成比



## (2) インフラ施設

インフラ施設については、都市の基盤となる施設であるため、公共施設に先行して整備されているものも多くあることから、公共施設と同様もしくはそれ以上に老朽化が進行しています。

インフラ施設の中から橋りょうを例にとると、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは、平成 28 年 3 月末現在で 90 橋（約 15%）ですが、20 年後には 448 橋（約 73%）となります。

## (3) 企業資産施設

企業資産施設についても、給水人口の拡大に伴って布設してきた水道管や下水道管が順次、耐用年数に達し、老朽化が進行しています。

企業資産施設の中から水道施設の管きよを例にとると、経年管（法定耐用年数 40 年を経過した水道管）は、平成 28 年 3 月末現在では全体で約 8%程度ですが、10 年後には導水管の 52%、送水管の 28%、配水管の 20%が経年管となり、老朽化に伴う漏水被害の増加などが懸念されます。また、耐震管については、平成 19 年以降の更新及び新設時には、耐震性の高い管路を使用し、災害に強い管路の構築を推進してきましたが、平成 28 年 3 月末現在で耐震化率は約 5%にとどまっており、特に基幹管路における耐震化が十分ではない状況です。

## 3-2 市民ニーズ等の変化

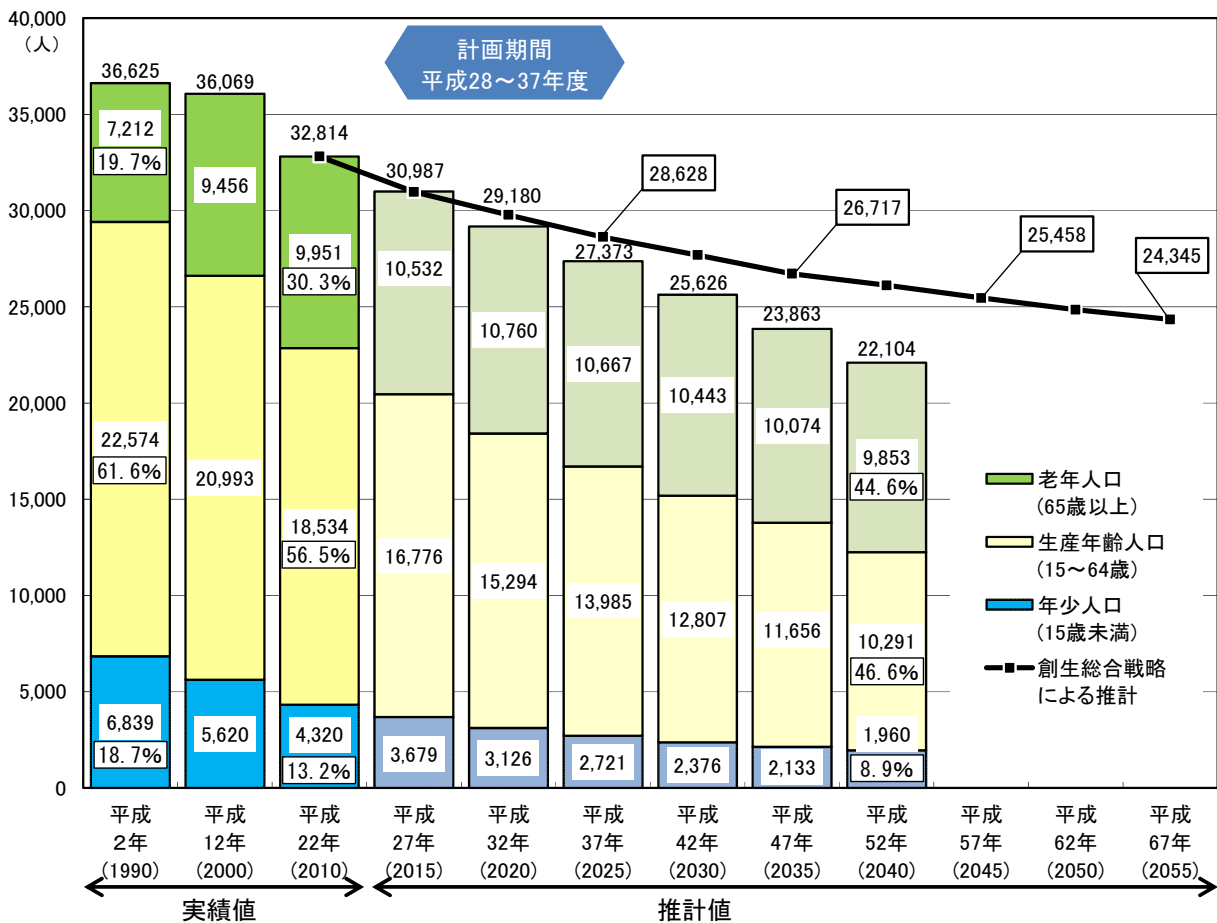
### (1) 人口の推移及び将来の見通し

本市の人口は、昭和 25 年の 49,619 人をピークに減少を続け、平成 22 年には 32,814 人（ピーク時の約 7 割）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 25 年 3 月）によると、本市の将来人口は平成 52 年には 22,104 人となり、平成 22 年に比べ 10,710 人（約 3 割）減少すると見込まれています。本市では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある朝来市の創生を市民と行政が一体となって取り組むべく、平成 28 年 1 月に「朝来市創生総合戦略」を策定しており、それによれば平成 67 年の人口は約 24,300 人になると見込まれています。

年齢 3 区分別の構成比をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向と見込まれます。年少人口の減少は、小中学校などの学校教育施設において余裕・余剰のスペースが生じることが予想されますが、一方、老年人口の増加により保健福祉施設等の不足や公共施設までの移動手段の確保などの課題が見込まれるなど、公共施設の需給に変化が生じることが考えられます。

図表 3-5 人口の推移と将来の見通し



※平成22年の人口総数には年齢不詳を含む

資料：国勢調査(平成22年以前)、国立社会保障・人口問題研究所(平成27年以降)、朝来市創生総合戦略(平成27年以降)



## (2) 市民意向

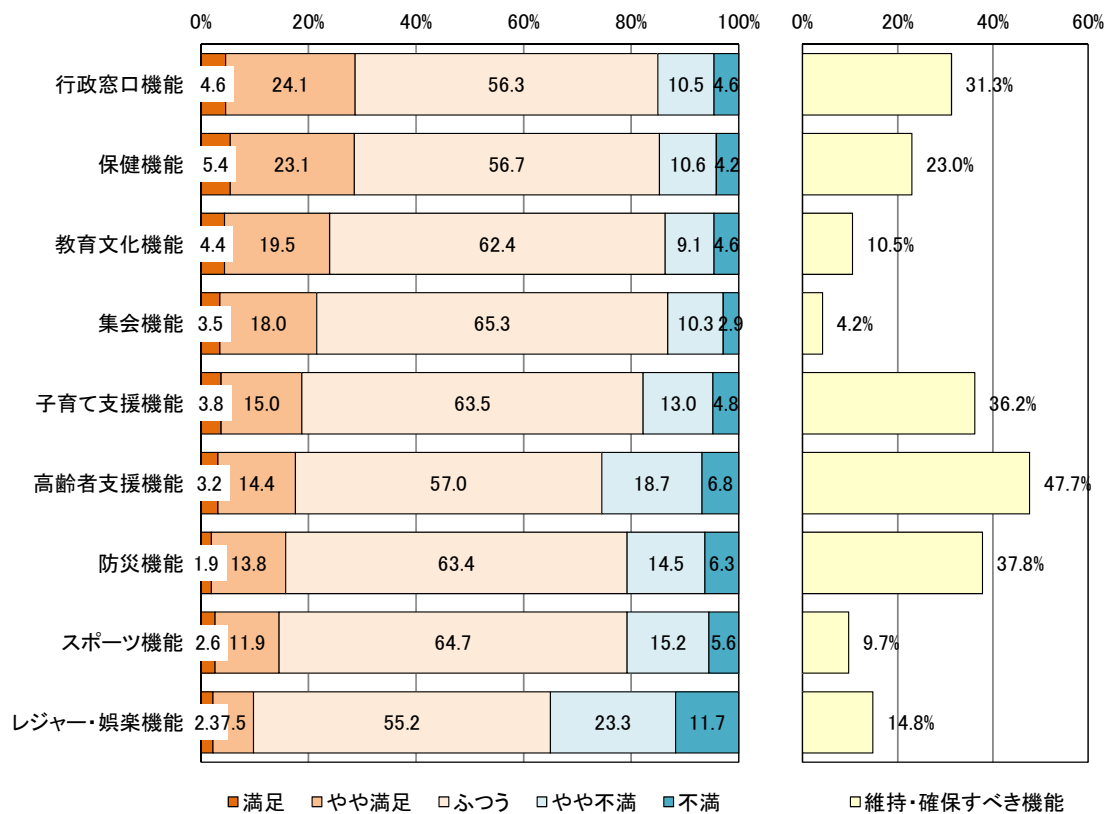
平成 27 年 6 月に実施した公共施設に関する市民アンケート調査（18 歳以上の市民 2,000 人対象。有効回収率 34.2%）によれば、過去 1 年間、すべての公共施設で「年に数回程度」または「利用していない」との回答が 8 割以上を占め、頻繁に利用している人は限られています。

居住地域における生活サービス機能について、現状としては「レジャー・娯楽機能」「高齢者支援機能」については不満が多く、将来にわたって維持・確保すべき機能としては「高齢者支援機能」、「防災機能」、「子育て支援機能」などが高くなっており、日常生活における安全・安心の確保が重視されています。

今後の公共施設の整備の方向性について、全体の約 8 割が「公共施設の必要性を見直し、必要性の乏しいものについては、複合化や統廃合などを推進し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にする」と回答しています。

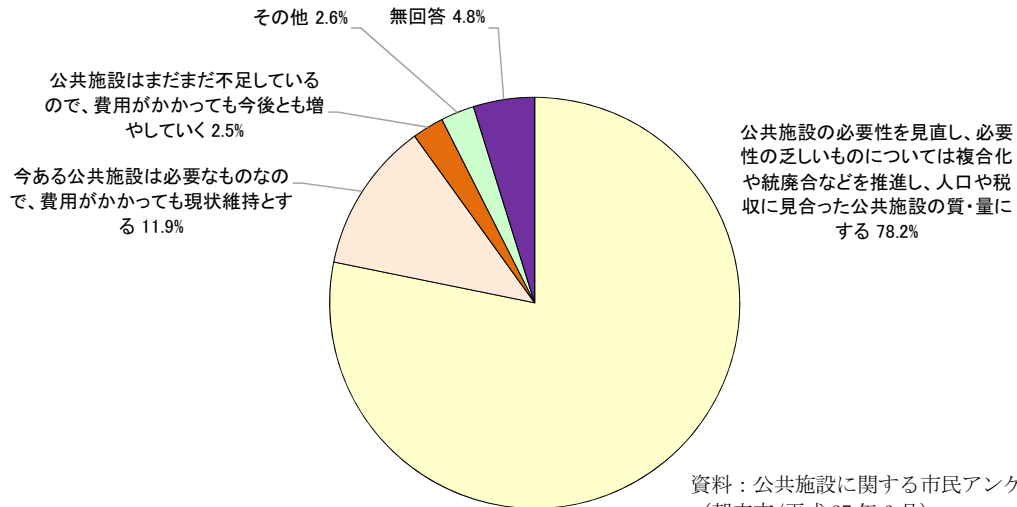
公共施設の更新費用の負担を減らす方策については、市の保有財産の有効活用や、統廃合や複合化による総量縮減を積極的に実施すべきという回答が多い一方で、増税等の負担増には反対しています。また、公共施設を見直す際の視点として、利用実態（「あまり利用されていない施設」）を最も重視しており、次いで、施設の安全性（「老朽化が著しい施設」）を重視しています。

図表 3-6 暮らしを支える機能の満足度と今後優先的に維持・確保すべき機能

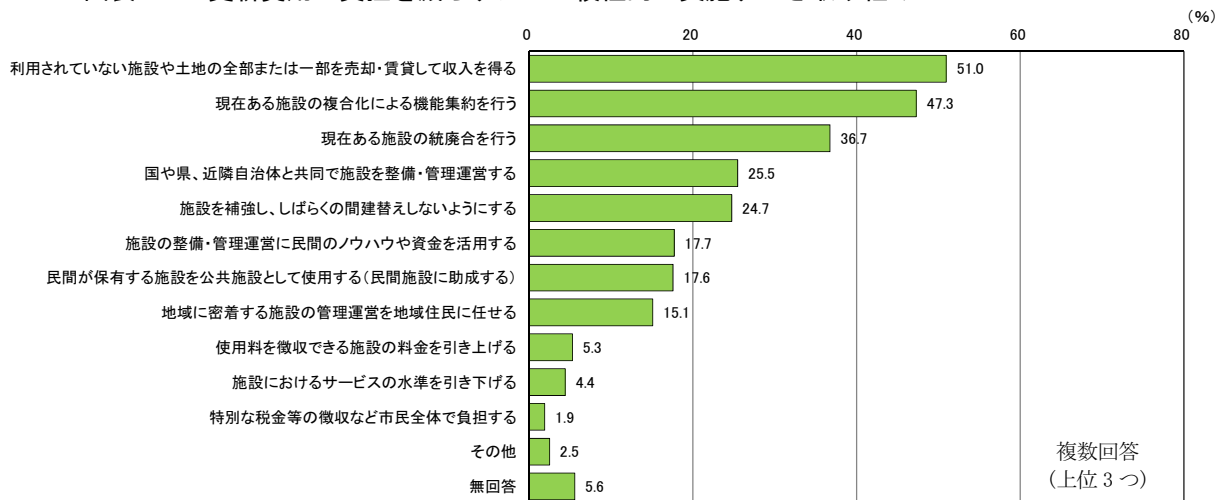


資料：公共施設に関する市民アンケート調査（朝来市/平成 27 年 6 月）

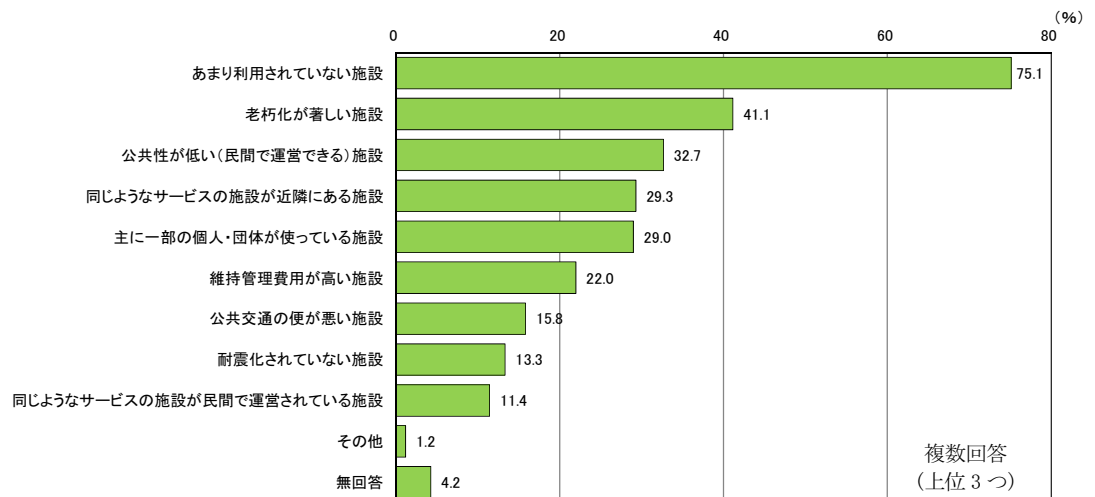
図表 3-7 今後の公共施設の整備のあり方について



図表 3-8 更新費用の負担を減らすために積極的に実施すべき取り組みについて



図表 3-9 将来的に公共施設を減らしていく際の検討の視点（順位）について



### 3-3 厳しい財政状況

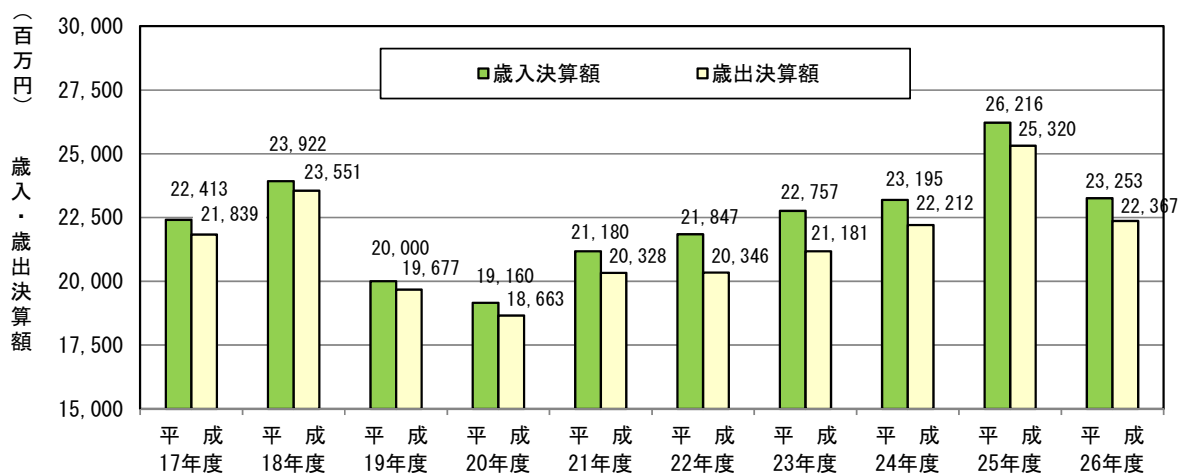
#### (1) 一般会計の決算の推移

合併後の一般会計決算額をみると、歳出は、平成 17 年度の約 218 億円から平成 20 年度には約 187 億円まで減少したものの、平成 25 年度には約 253 億円まで増加し、平成 26 年度には約 224 億円となっています。内訳をみると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が約 92 億円～116 億円、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）は約 23～48 億円で推移しています。

歳入は、平成 17 年度の約 224 億円から平成 20 年度には約 192 億円まで減少したものの、平成 25 年度には約 262 億円まで増加し、平成 26 年度には約 233 億円となっています。

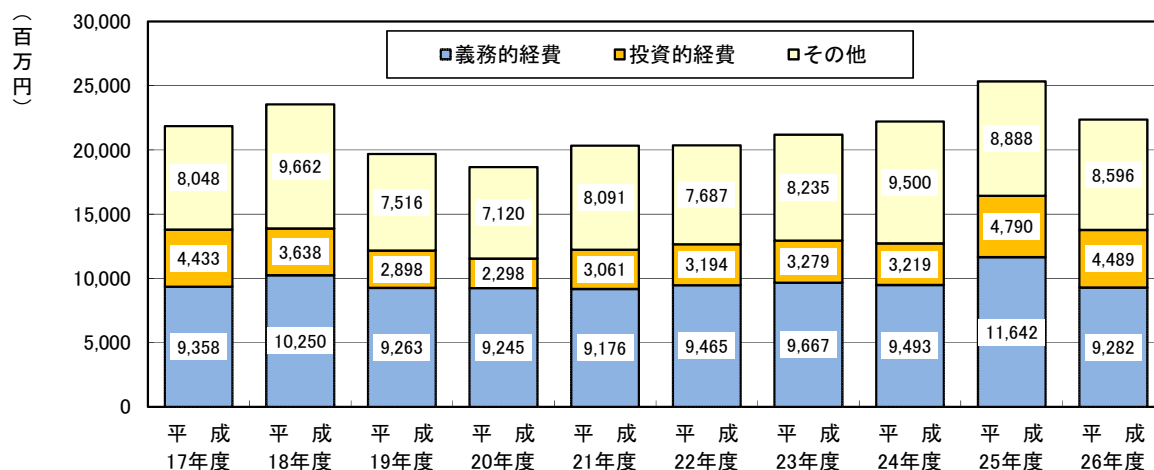
実質収支は黒字ですが、「合併市」に認められていた交付税の優遇措置は、平成 28 年度以降段階的に削減されるため、歳入は減少する見込みです。

図表 3-10 一般会計決算額の推移（平成 17 年度～26 年度）



資料：財政課

図表 3-11 歳出の内訳（平成 17 年度～26 年度）



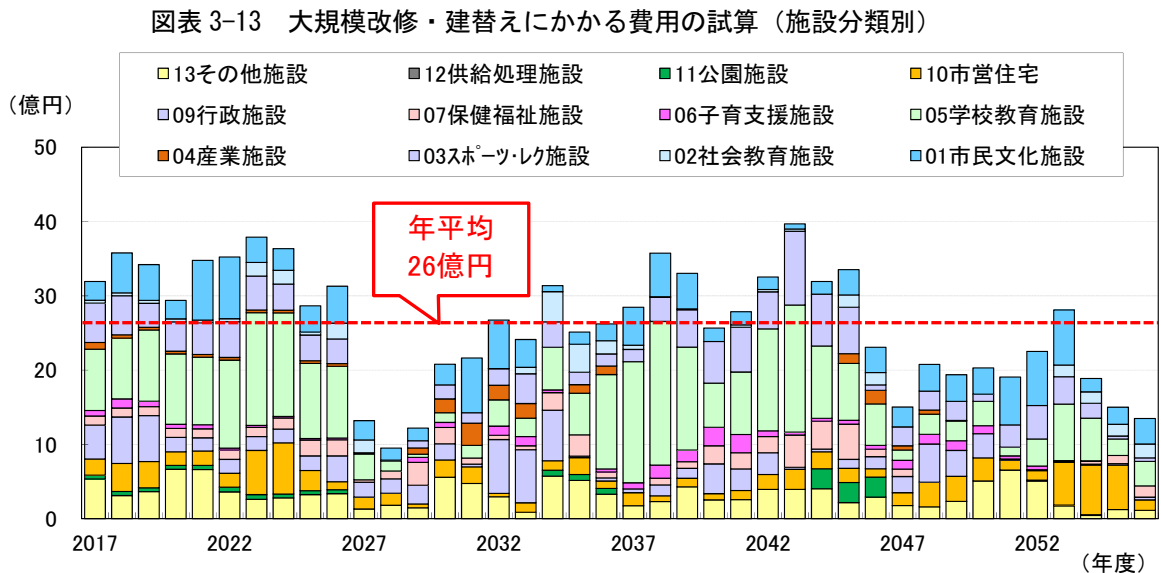
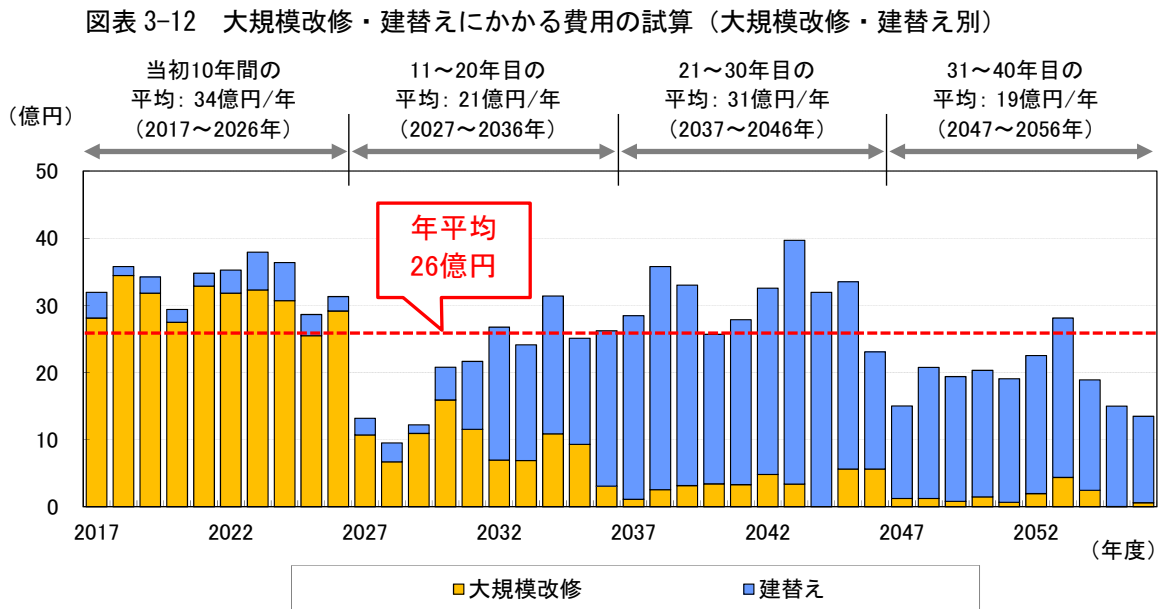
資料：財政課

## (2) 将来更新費用の試算

### ① 公共施設

公共施設について、今後も現状の施設を維持するために改修を実施し、更新時には現状と同規模で建替えを行うことを前提として、将来必要となる更新費用を試算すると、今後40年間で大規模改修に約445億円、建替えに約605億円、総額約1,050億円（年平均で約26億円）が必要と見込まれます。

一方、平成17年以降の投資的経費は約23～48億円で推移しており、インフラ施設に一切投資することなく、全額を公共施設の大規模改修・建替え費用に充てることによって釣り合う規模の額となっています。

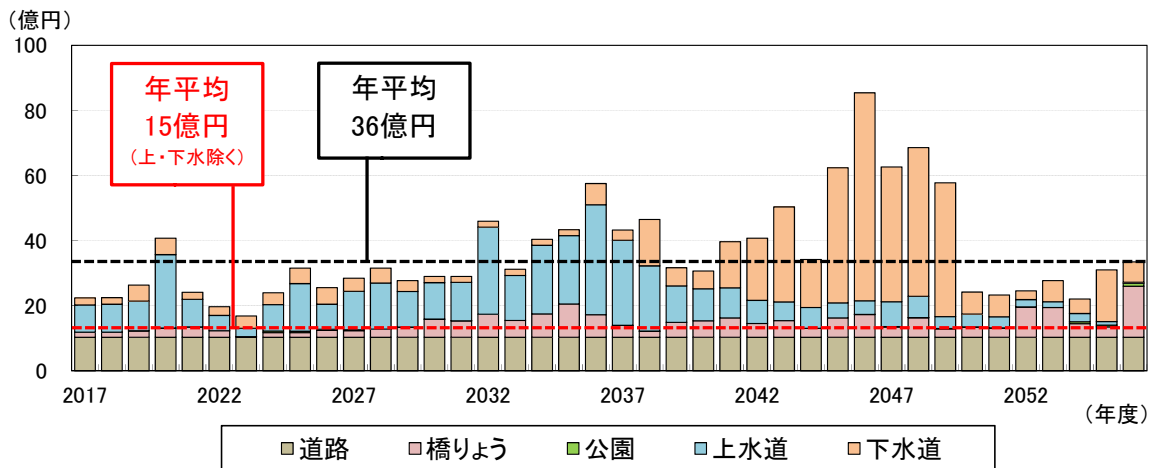


## ② インフラ施設・企業資産施設

現在保有するインフラ施設・企業資産施設について、同じ面積（延長）で更新することを前提として、将来必要となる更新費用を試算すると、今後 40 年間で総額約 1,458 億円が必要となり、年平均で約 36 億円が必要と見込まれます。このうち、一般会計にかかるインフラ施設のみをみると、今後 40 年間で総額約 595 億円となり、年平均で約 15 億円が必要と見込まれます。

なお、別途、「朝来市道路橋長寿命化修繕計画」では、対象橋りょうについて今後 100 年間の試算を行っており、従来の対症療法型では総額約 402 億円、予防保全型の維持管理に転換すれば総額約 179 億円、差し引き 223 億円（約 2 億円／年）のコスト削減効果が期待できると見込まれています。

図表 3-14 インフラ施設・企業資産施設の更新に係るコスト試算



### ○将来更新費用の試算方法

総務省がホームページで公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定と同様の考え方にに基づき、更新（大規模改修、建替え）に要する費用を試算しています。

- ・現施設と同面積（延長）で更新すると仮定します（新設は想定しません）
- ・推計期間は 40 年間とし、面積（延長）に更新単価等に乗じて算出します
- ・公共施設：改修 30 年、建替え 60 年（建築年不明は対象外）（古民家等は改修のみ計上）
- ・道路：耐用年数 15 年
- ・橋りょう：耐用年数 60 年
- ・公園：（施設）公共施設に準じて試算
- ・上水道：（管きよ）耐用年数 40 年（施設）公共施設に準じて試算
- ・下水道：（管きよ）耐用年数 50 年（施設）公共施設に準じて試算

図表 3-15 m<sup>2</sup>あたり更新等単価（総務省）

公共施設 (公園) (上水道) (下水道)	市民文化・産業・ 社会教育・行政	改修 25 万円/m <sup>2</sup> 建替え 40 万円/m <sup>2</sup>
	保健福祉・供給処理 ・スポーツ・レク・その他	改修 20 万円/m <sup>2</sup> 建替え 36 万円/m <sup>2</sup>
	学校教育・ 子育て支援	改修 17 万円/m <sup>2</sup> 建替え 33 万円/m <sup>2</sup>
	市営住宅	改修 17 万円/m <sup>2</sup> 建替え 28 万円/m <sup>2</sup>
道路 (舗装)	一般道路 4,700 円/m <sup>2</sup> 自転車歩行者道 2,700 円/m <sup>2</sup>	
橋りょう	鋼橋 42.5 万円/m <sup>2</sup> その他 PC 橋等 50 万円/m <sup>2</sup>	
上水道 (管きよ)	(管径に応じて) 97 千円/m~923 千円/m	
下水道 (管きよ)	(管種に応じて) 124 千円/m~134 千円/m	

## 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 4-1 基本的な考え方

#### (1) 安全性の確保

公共施設等は、行政サービスや義務教育の場、子育て支援、高齢者支援、地域コミュニティの拠点等の役割を担い、日常生活や経済活動の基盤として、暮らしを支える市民の貴重な財産であるとともに、災害時には、緊急輸送・避難ルートや避難場所等として市民の安全を守る重要な役割を担っています。

老朽化の進行により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要となっている施設が増えつつある中、公共施設マネジメントの取り組みにおいては、今後とも市民等が安全に安心して施設を利用できる環境を整えるとともに、災害時に必要な防災機能の役割を果たしていくことも見据え、順次施設の安全性の確保を図ります。

#### (2) 行政サービスの維持・向上

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、IT技術の進歩等により、公共施設等が担うべき役割・機能が質・量ともに変化しているため、公共施設マネジメントにおいては、地域の活力が今後も維持していけるよう、引き続き、市民ニーズや社会的要請の変化、さらには広大な市域といった地域特性を的確に捉え、必要な施設サービスの維持・向上を図ります。

その際、特に公共施設については、サービスを提供する手段であるとの認識に立ち、従来の目的別に施設整備を行うのではなく、地域に必要な「施設の整備」から「機能の提供」へと発想を転換していきます。

#### (3) 財政負担の軽減

今後、厳しい財政運営が見込まれる中で、公共施設等の更新等に多額な財政負担を伴うことが予測されます。

このような財政負担が他の行政サービスの提供に支障を及ぼさないようにするため、公共施設マネジメントにおいては、施設の更新や維持管理・運営に係る費用の抑制や平準化、保有する公的不動産の有効活用等による財政負担の軽減を図ります。

## 4-2 取り組みの3原則

これまでと同じ水準で公共施設等の整備への投資を継続することが困難な財政状況の中で、公共施設等の老朽化・防災対策を着実に推進し、市民ニーズ等を踏まえた機能の見直し・充実を図るため、保有量の最適化（総量縮減）や維持管理・運営費用の削減・平準化に取り組みます。

### (1) 保有量の最適化（総量の縮減）

公共施設について平成 27 年 6 月に実施した市民アンケート調査では、今後の公共施設の方向性として、全体の 8 割が「公共施設の必要性を見直し、必要性の乏しいものについては、複合化や統廃合などを推進し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にする」と回答しています。

そのため、施設の機能はできる限り維持しながら施設の量を減らしていくことを前提として、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換、民間への移譲、売却など、公共施設の再編・再配置による施設保有量の最適化を図ります。

本格的な人口減少社会が到来するなか、各地域の中心に小さな拠点を設けて機能集約を図り利便性を向上させるなど、移住・定住の促進に向けた公共施設の再配置の取り組みを推進していく必要があります。本市は合併自治体であるため、文化ホールやプールなど用途や機能が重複している施設がみられるため、広域的な施設か地域的な施設かを見極めつつ、中長期的なまちづくりの視点にたった再配置を検討します。

市民アンケートでは、将来に維持・確保すべき機能として「高齢者支援機能」、「防災機能」、「子育て支援機能」などがあげられていますが、新たなサービスを提供する場合においても、原則、新規の施設整備は行わず、既存の施設を活用していくこととします。施設を建替える場合は、複合施設を検討することとし、単独で建替える場合には、減築により保有量の最適化を図ります。

なお、機能の複合化（多機能化）の検討は、それぞれの施設所管課単独では進みにくい状況であるため、公共施設を所管する課長級で組織する「庁内検討会議」を設置するなど、分野横断的な視点に基づく取り組みを強化します。

インフラ施設、企業資産施設については、都市の基盤であり、市民生活に不可欠な施設であることから、財政状況を考慮し、計画的に必要な新設と更新を進め、保有施設の最適化を図ります。

## (2) 計画的な保全（長寿命化の推進）

公共施設等の老朽化に対応していくため、今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う「事後保全」による対応から、定期的な点検・診断、修繕履歴等の把握・蓄積といった基礎的な取り組みを強化することによる計画的な「予防保全」に切り替え、施設の長期利用を促進します。

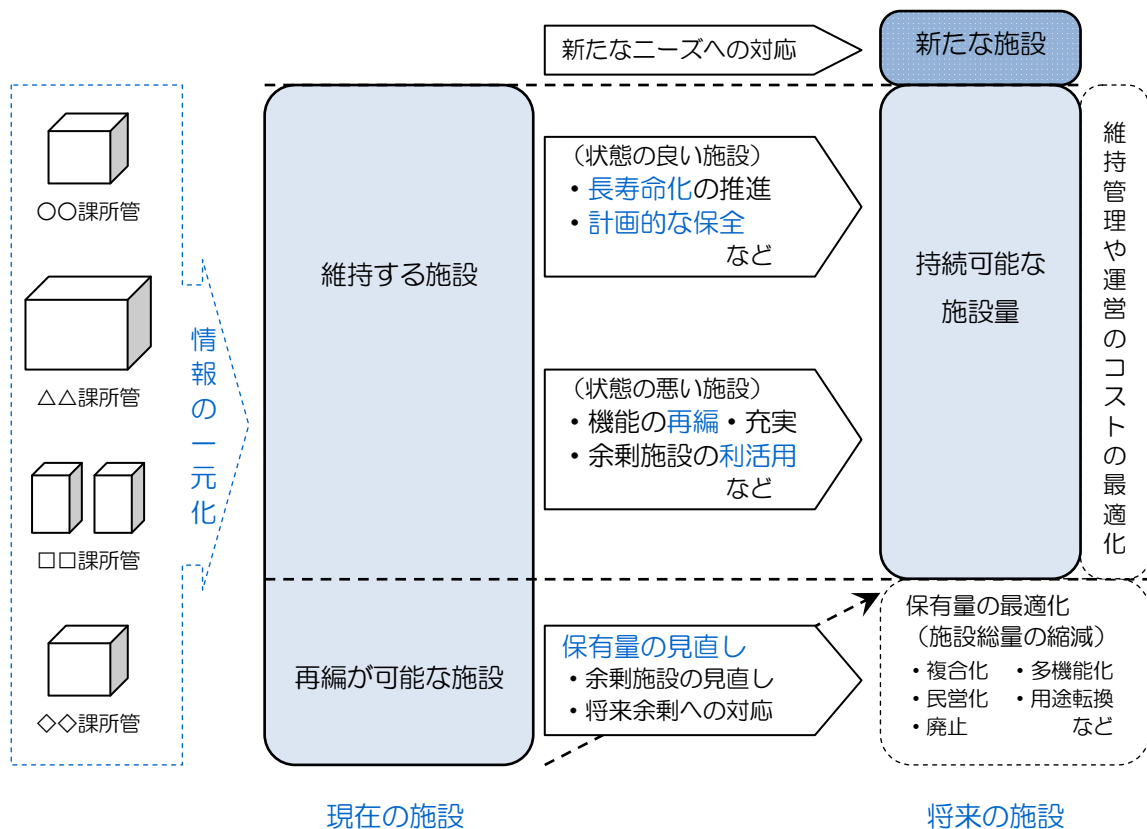
また、耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等にも配慮し、既存の公共施設等の有効活用を図ります。

## (3) 効率的・効果的な維持管理・運営（費用対効果の改善）

保有量の最適化や計画的な保全を推進する一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質の維持・向上に努めます。また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等とあわせて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。

施設の機能に応じて、市民、地域自治協議会、NPO、民間企業等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進します。

図表 4-1 公共施設マネジメントの取り組みのイメージ





## 4-3 公共施設等に関する数値目標

### (1) 公共施設

本市が保有する公共施設を将来にわたって維持していく場合、今後 40 年間にかかる費用は年平均 26 億円と見込まれます。一方で、公共施設に充当できる今後の投資額としては年間 12 億円程度と見込まれています。このままでは、毎年 14 億円の不足が生じ、広く市民が利用する公共施設を、安全かつ快適な状態で維持し続けることが困難になると考えられます。

本市が持続可能な自治体経営を推進していくためには、現在のサービス水準をできるかぎり維持することを前提としつつ、公共施設マネジメントの原則に基づく取り組みを着実に実行していく必要があります。

そこで、公共施設については、計画的な維持保全等により施設の長寿命化を図るとともに、改修や建替えのタイミングを捉えながら余剰な施設（棟、室）を削減していくことで、施設保有量の最適化を図っていくこととします。そのための目標を以下に定めます。

#### 公共施設の延床面積を 40 年間で 4 割削減

- ①以下の条件で試算した将来更新費用を、今後想定される投資見込額（約 12 億円/年）と同水準に抑えるためには、延床面積を 40 年間で 39%削減する必要があります。
  - ア 旧耐震基準の施設：30 年改修、60 年建替え
  - イ 新耐震基準の施設：30 年・60 年の 2 度改修、80 年建替え
- ②市民一人あたり公共施設延床面積について、全国平均（可住地面積等を考慮し算出）にあわせるためには、延床面積を 40 年間で 38%削減する必要があります。
- ③上記①②を踏まえ、40 年間の目標を 4 割と設定します。

### (2) インフラ施設・企業資産施設

インフラ施設は、市民の暮らしや経済活動を支える基盤となる施設であり、また、施設の再編になじまない必要不可欠な施設としての側面があるため、保有量に関する数値目標は設定しませんが、持続可能な自治体経営を目指す観点から、民間ノウハウの活用等も含め、適切な維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底するとともに、長期的な観点で必要性が認められない施設については総量縮減についても検討することとします。

企業資産施設については、独立採算の原則のもとで経営を行っており、それぞれの経営状況等を踏まえた保有施設の最適化を図ります。

## 5 公共施設の管理に関する方針

### 5-1 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

#### (1) 施設情報の把握・分析

公共施設を取り巻く状況を分野横断的に把握していくため、施設の基礎情報、建物情報、コスト情報、運営状況など、公共施設マネジメントを進めるうえで必要となる情報を一元的に収集・共有するとともに、固定資産台帳などと連携させながら、多角的に分析する取り組みを強化します。また、情報は継続的に蓄積していく仕組みと体制を構築します。

分析した成果等については、市民等にわかりやすく情報発信・提供することにより、公共施設の現状と課題等に対する市民理解を深め、公共施設マネジメントの取り組みに対する市民意識の醸成を図ります。

#### (2) 再配置（統合、廃止、多機能化等）の推進

施設情報の分析・評価結果や地域の実情を踏まえ、中長期的なまちづくりの観点から、市民ニーズ等に対応した施設サービスの維持・向上とあわせて、機能に着目した施設の再配置を推進し、施設保有量の縮減を図ります。

庁舎（旧町役場）や公民館については、地域における拠点であるため、市民サービスの提供に支障をきたすことがないよう配慮しながら、業務分担の見直しによる庁舎機能のあり方や公民館機能のあり方について検討します。

その他、旧町時代に整備された用途や目的が重複している施設については統合や広域化の検討、公共サービスの必要性が乏しくなりつつある施設については用途廃止や売却の検討、今後も保有していく施設のうち一定の規模を有し拠点となりうる施設については他の機能の移転等による多機能化の検討を行います。

また、公共サービスとして必要であっても市自ら施設を保有する必要性の低いものについては、広域的な連携により市外の公共施設を活用したり、民間との連携により民間施設の一部を活用するなど、最適な施設運営の手法を検討し、費用対効果の向上を図ります。また、統合や廃止、多機能化等によって生じる未利用施設の売却・貸付により、施設整備に要する財源を確保します。

再配置の推進に当たっては、以下の取り組みを進めます。

### ① 施設評価の実施

施設情報を活用し、課題のある施設を客観的に抽出する施設評価を継続的に実施するとともに、地域の実情等も考慮し、分野横断的に各施設の再配置のあり方を検討します。特に市民アンケート調査では、公共施設の再編を考える際には利用実態（「あまり利用されていない施設」）や施設の安全性（「老朽化が著しい施設」）を重視して検討すべきという回答が多かったことも考慮して評価に取り組みます。

### ② 再配置基本計画の策定

計画的な公共施設の再配置を推進するため、再配置基本計画を策定します。再配置基本計画では、多機能化や類似機能の共有化といった分野横断的な検討も視野に入れながら、施設分類ごとの再配置の方針を示すとともに、個別施設の取り組みの方向性についても整理します。

### ③ 地域協働のまちづくりの推進

本市は合併により広大な市域を抱え、また、急峻な山間に囲まれているなど、今後も公共施設の再配置のあり方を検討していく際には、それぞれの地域性を考慮していく必要があります。そのため本市では、地域自治協議会と連携して新たな公共サービスの提供ができる取り組みなどを推進し、引き続き、中長期的なまちづくりの視点にたった地域協働のまちづくりに取り組みます。

## (3) 再整備（更新）の実施

既存施設の更新（建替え）においては、今後策定する再配置基本計画との整合等に留意しつつ、取り組みの3原則に基づき、機能の集約を図ります。また、既存施設を単独で建替える場合は減築により規模の適正化を図ります。

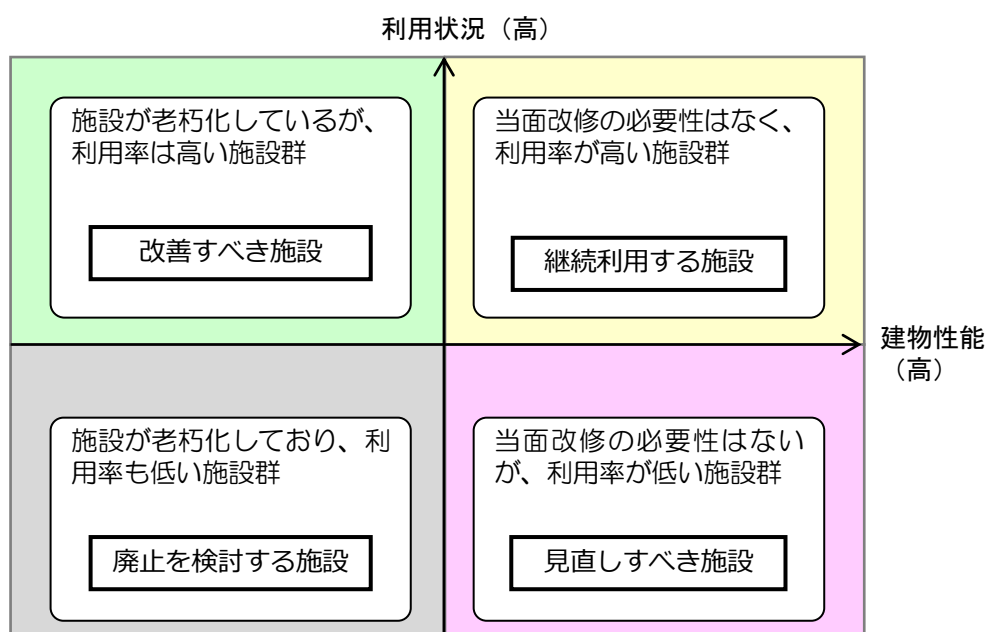
新たに整備する施設については、バリアフリーの確保や環境負荷への配慮はもとより、建物にかかる生涯費用（ライフサイクルコスト）の低減効果を踏まえた整備内容とするとともに、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう可変性の高い工法を検討します。また、使用期間を見据えた仕様等の検討を行い、木質化の推進などにも取り組みます。

## ○参考 施設評価の考え方（例）

建物性能と利用状況、コスト情報などからポートフォリオ分析による評価を行い、公共施設の一つひとつについて「継続利用する施設」、「改善すべき施設」、「見直しすべき施設」、「廃止を検討する施設」に区分し、今後の方針を総合的に検討していく上での基礎情報とします。

施設評価は、小規模な施設（概ね 100 m<sup>2</sup>以下：車庫、倉庫など）、評価になじまない施設（庁舎、文化財など）、民間による代替性の低い施設（消防施設、供給処理施設など）などを除いて実施します。

図表 5-1 ポートフォリオ分析による相対評価のイメージ



図表 5-2 施設評価にもとづく取り組みの方向性の検討イメージ

評価結果	取り組みの方向性	
	施設面（ハード）	用途面（ソフト）
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を策定し、修繕等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。</li> </ul>
改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を策定し、修繕等を実施する。</li> <li>建替え時において、多機能化や規模の縮小等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。</li> </ul>
見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を策定し、修繕等を実施する。</li> <li>施設の民間への売却・貸付等について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者増加など、利用状況の改善に向けた取り組みを検討する。</li> <li>市民ニーズを踏まえ、他用途への転用、多機能化（廃止施設からの用途の受入等）等を検討する。</li> <li>用途の廃止を検討する。</li> </ul>
廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の除却や跡地の売却・貸付等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途の廃止を検討する。</li> <li>他の施設への用途の移転等を検討する。</li> </ul>

## 5-2 計画的な保全による長寿命化

### (1) 点検・診断等の充実

建物は多くの部材や設備で構成されていますが、それぞれに用途や耐用年数は異なり、経年による汚れや損傷、老朽化の進行に伴う機能の低下などが生じるため、建物を安全で快適な状態で維持していくためには点検・診断等の実施が欠かせません。

各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理者による日常的な点検の充実を図るべく、建物の点検マニュアルを作成するとともに、専門家による点検（建築基準法に基づく定期点検の実施の徹底や既に老朽化が進行している施設の劣化診断調査の実施など）を計画的に推進します。

また、施設の経年変化には、法改正による既存不適格の発生なども含まれるため、適法性のチェックも管理します。

これら点検・診断の結果や修繕履歴等の情報を収集・蓄積し、計画的な保全に取り組むための基礎情報として活用します。

### (2) 計画的な保全の実施

今後も継続して保有していく施設（建物）については、不具合（損傷等）が生じてから修繕等を行う「事後保全」から、不具合が見込まれる段階（あるいは軽微な段階）で事前に修繕等を行う「予防保全」へとシフトします。計画的な保全を実施することにより施設の長期使用を促すとともに、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図ります。

計画的な保全の実施に当たっては、以下の取り組みを進めます。

#### ① 保全計画の策定

計画的な保全の推進のため、修繕費用等のシミュレーションに基づく中長期保全計画や各施設類型に応じた短期保全計画（5～10年程度）の策定を検討します。

#### ② 対象部位の選定（絞り込み）

建築、電気設備、機械設備などの各部位に対して、優先的に予防保全を実施すべき部位、あるいは事後保全でも支障がない部位等を選定し、経済的かつ効果的な修繕等を実施します。

#### ③ 保全の優先順位づけの検討

点検結果や施設の重要度等を踏まえ、分野横断的な観点から優先度を判定し、次年度以降の予算等に反映する手法を検討します。

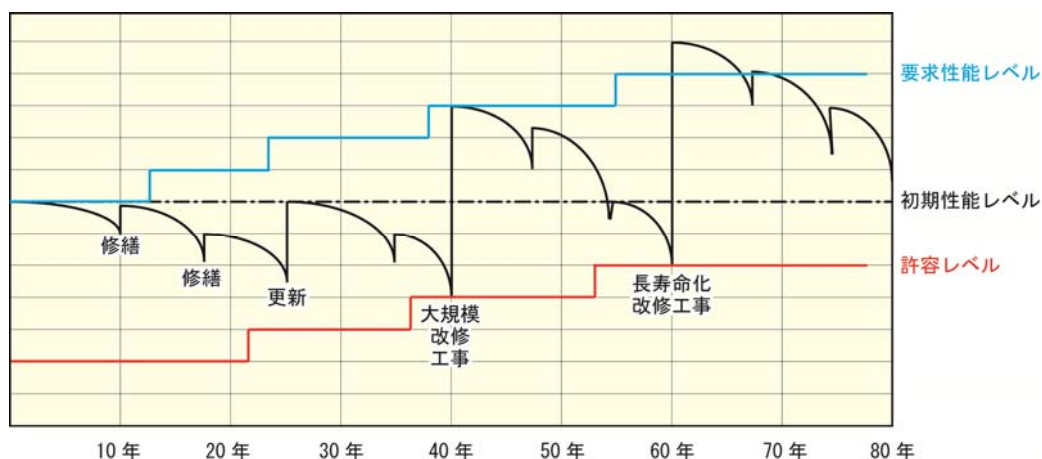
### (3) 長寿命化の推進

現在保有する建物の使用においては、大規模改修を経て「60年」を基本としますが、耐震診断や劣化診断の結果等により更に使用可能であれば「80年」までの長期使用を図るものとします。その場合は、中長期的な視点に立った計画的な修繕に加えて、寿命を延ばすための長寿命化改修等を実施します。

今後新たに整備（原則は複合化による建替え）する施設については、あらかじめ使用期間の設定を明確にしておくとともに、使用期間に合った仕様等の検討を行います。また、長期使用を見込む施設については、企画・設計段階から目標使用年数を「80年以上」とし、将来の可変性や維持管理の容易性なども考慮して施設整備を行います。

なお、上記に関わらず、安全面、機能面及び財政面の観点から早期の建替えが効果的と判断できる場合においては、更新時期を早めるなど実態に即した施設整備を図ります。

図表 5-3 長寿命化における経過年数と機能・性能のイメージ



※修繕：老朽化した設備等を修復することにより現状回復すること。

※改修：従前の仕様と比して性能を向上させること。概ね竣工後30年以降に建物全体に対して行う修繕・更新等を大規模改修、耐久性が向上する仕様等にするなど特に長寿命化の効果が高いものを長寿命化改修と位置付ける。

### (4) 安全確保及び耐震化の実施

施設利用者の安全を確保する観点から、点検・診断結果等から危険性が認められた施設については、早急に安全対策を講じます。高度の危険性や劣化の進行などにより供用廃止され、今後も利用の見込みのない施設については、順次、除却（建物解体）を行います。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく取り組みを推進し、災害時における避難施設や避難場所、拠点となる施設などの耐震性の確保を優先的に実施します。

## 5-3 効率的・効果的な維持管理・運営

### (1) 維持管理・運営費の削減

施設の開館時間の見直しや人員体制の見直しなどにより、維持管理・運営にかかるムダ・ムラをなくし、より効果的・効率的な運営に取り組み、公共施設の維持管理にかかる費用の徹底的な削減を進めます。

また、使用料の見直しや利用収入の増加、民間の資金やノウハウを活用したサービス提供や包括的な管理委託などに取り組みます。

### (2) 保有資産の有効活用

公共施設の再整備に伴い、低・未利用となった施設やスペースについて、売却や貸付、ネーミングライツの販売など、施設整備や維持管理に係る自主財源の確保に向けた取り組みを推進します。

## 6. インフラ施設の管理に関する方針

### 6-1 道路施設

#### (1) 舗装

##### ① 現状と課題

- ・道路は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、また、自動車や歩行者の通行を確保する交通機能等とともに、災害発生時の防災空間やライフラインの収容空間として重要な役割を担っています。
- ・本市が管理する一般道路は、平成 28 年 3 月末現在において、約 623 k m に達しており、管理路線は毎年増加しています。
- ・近年、舗装の老朽化等を要因とした、ひび割れやポットホールが多く発生したり、交通量の増加や車両の大型化などによって、路盤や路床から道路が損壊する事象も発生しています。
- ・これまで実施している、対症療法的な維持管理手法では、道路の供用性能の確保が困難な状態となっており、早期に効果的かつ効率的な維持管理を実施する必要があります。

##### ② 今後のマネジメントの方針

- ・重要な幹線道路については、平成 25 年に道路ストック総点検を実施しており、その結果を踏まえ、平成 27 年度に「朝来市道路施設修繕計画」を策定しており、社会資本整備総合交付金事業により計画的な修繕工事を行う予定としています。
- ・点検・診断については、日常的な道路パトロールに加え、定期的な路面状況の調査を行い、より計画的な維持管理を推進します。また、MCI（維持管理指数）の路面状態により管理方法等を検討します。これらの取り組みにより得られた情報を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕については、路線ごとの重要性や交通量等に応じて耐用年数や整備水準の見直しを行うとともに、損傷・劣化の状況に応じて必要な箇所から順次修繕を実施することとします。特に、MCI の評価の高い路線については、適時小規模な修繕を行い、より効果的・効率的な維持管理を行います。



## (2) 橋りょう

### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、市道橋として 615 橋を管理しており、そのうち橋長 15m 以上が 158 橋となっています。また、重要な橋りょうとしては、緊急輸送道路である市道新多々良木線に 1 橋、跨線橋及び跨道橋が 12 橋あります。
- ・建設後 50 年を経過する橋りょうは、平成 28 年 3 月末現在で 90 橋（約 15%）ですが、20 年後には 448 橋（約 73%）となるなど、高齢化の割合が高くなり、今後、これまで以上に橋りょうの修繕や架け替えにともなう費用が増大し、大きな財政負担になることが予想されます。
- ・また、道路法施行規則の改正（平成 26 年 7 月施行）により、市が管理する橋りょうの点検（5 年に 1 回の近接目視による点検）が義務化され、社会資本整備総合交付金事業により、平成 27 年度に第 1 回目の定期点検を行っています。しかし、定期点検にかかる費用が莫大であること、さらには跨線橋の点検においては J R との協議が必要となるため、点検に時間と費用がかかることが課題となっています。また、順次補修工事も行っていますが、今後重要な橋りょうについては耐震化を進める必要があり、耐震化に係る費用も増大することが予想されます。

### ② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、計画的な保全を実施していくうえで重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5 年に 1 回の頻度で実施する定期点検結果とともに修繕履歴を蓄積し、次回の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。また、定期点検等の実施に当たっては、一括発注を行うなど経費の削減にも取り組みます。
- ・修繕・更新については、平成 26 年 3 月に策定した「朝来市道路橋長寿命化修繕計画」（計画期間平成 26 年～30 年）に基づき、予防保全型の修繕により長寿命化を図ります。J R を跨ぐ跨線橋については、今後 J R との協議を行い、修繕計画の策定に取り組みます。また、修繕・更新の優先順位付けによる修繕を行います。

### (3) トンネル

#### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、道路トンネルとして 4 箇所（総延長 1,342 m、面積 10,659 m<sup>2</sup>）を管理しています。
- ・道路法施行規則（平成 26 年 7 月施行）により、市が管理するトンネルの点検（5 年に 1 回の近接目視による点検）が義務化され、社会資本整備総合交付金事業により、平成 30 年度に第 1 回目の点検を予定しています。点検にかかる費用は確保しなければならず、負担が大きくなることが課題となっています。また、経年劣化による損傷が生じており、今後修繕を実施するに当たって、大きな財政負担となることが予想されます。
- ・毎年、トンネルの電気代等の維持管理経費が財政負担となっていることから、LED 化を推進するなどの研究・検討が必要です。

#### ② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、計画的な保全を実施していくうえで重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5 年に 1 回の頻度で実施する定期点検結果とともに修繕履歴を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕については、定期点検の結果を受け、損傷の度合いにより順次実施していきます。

## (4) その他（直轄林道、直轄農道）

### ① 現状と課題

- ・平成28年3月末現在において、市内の林道全87路線のうち、6路線（延長約27km）について、直轄林道として管理しており、このうち4路線（延長約11km）については舗装済となっています。また、農道及び農業用施設については、受益者がその維持管理を行うことが基本となりますが、広域的、公共的な利用形態となっている土地改良施設の農道延長3.7km（佐囊地内）について市で管理しています。
- ・直轄林道については、その位置や規模から、林業振興に資するだけでなく、一般交通も見込まれる路線となっています。
- ・直轄林道、直轄農道とも、補修の必要が生じた箇所について、適宜修繕工事等を実施しています。

### ② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、林道及び農道（土地改良施設）の適切な維持のため、パトロール等による点検・診断を継続的に行います。
- ・修繕・更新については、維持管理費を経常的に予算化し、適切な維持管理を行います。林道については、路面整備を行うことにより修繕費の軽減が図れることから、今後補助事業の取り組みについても検討します。

## 6-2 公園施設

### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、公園として 36 箇所（面積約 3.8ha）を管理しています。
- ・36 箇所のうち 16 箇所については、日常的な維持管理を地元へ委託していますが、高齢化の進展等により、地元で管理の担い手が見つからず、今後管理が困難になっていくことが予想されます。
- ・各公園には、遊具等を設置していますが、平成 26 年度に施設点検を実施しており、緊急性が高い修繕箇所については即時対応し、それ以外の修繕箇所については計画的に修繕を行っています。

### ② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、定期的な点検業務の実施により最適な LCC（ライフサイクルコスト）で公園の良好な管理が行えるようになり、利用者の安全も確保できると考えられます。このため、引き続き、職員によるパトロール点検を通年で実施するほか、計画的に専門業者による点検を実施します。
- ・修繕・更新については、平成 26 年度に実施した点検結果を踏まえて、修繕箇所の対応を行います。また、修繕履歴について蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・市民や民間事業者等の多様な主体との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を行います。

## 7. 企業資産施設の管理に関する方針

### 7-1 水道施設

#### (1) 管きよ

##### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、導水管約 7 k m、送水管約 26 k m、配水管約 368 k mを管理しています。
- ・管路は、水道資産の半分以上を占めており、本市の水道事業にとって、管路の更新及び耐震化は重要な課題となっています。
- ・経年管（法定耐用年数 40 年を経過した水道管）は、平成 28 年 3 月末現在では約 32.8 k mで全体の約 8 %程度ですが、10 年後には導水管の 52%、送水管の 28%、配水管の 20%が経年管となり、老朽化に伴う漏水被害の増加などが懸念されます。
- ・耐震管については、平成 19 年以降の更新及び新設時には、耐震性の高い管路を使用し、災害に強い管路の構築を推進してきましたが、平成 28 年 3 月末現在で耐震化率は約 5 %にとどまっており、特に基幹管路における耐震化が課題となっています。
- ・また、市内には、耐震性の低い塩化ビニル管等が多く残存しています。

##### ② 今後のマネジメントの方針

- ・重要度が高い路線で優先的に更新すべき管路を明確にするため、「(仮称) 管路更新計画」を策定し、管口径の適正化を図ります。
- ・点検・診断については、水道管は地中に埋設されており、掘削してみないと直接目視にて確認することができないために老朽劣化の進行がわかりにくい、いわゆる「見えない資産」であることから、経年劣化による漏水事故などの危険性を事前に察知できないため、引き続き漏水調査を定期的を実施するとともに、その結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、限られた財源の中で更新を進めていく必要があることから、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの減少に向け、費用対効果の高い計画的な投資の実現を図ります。また、更新に当たっては最新技術の耐震管を使用することにより、更新後の長寿命化を図ります。

## (2) 浄水場、配水池

### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、浄水場 21 箇所、配水池 35 箇所を管理しています。
- ・水道施設については、昭和 40 年～50 年代に建設した施設が順次法定耐用年数を迎えているなど、老朽化した施設が多くなっています。近年、全国各地において、地震等による水道施設の被害が市民生活・地域経済に影響を与えていることから、本市においても施設の耐震化が必要です。
- ・現在は、日常点検及び年 2 回の定期点検を実施しています。
- ・人口減少等により使用水量の低下が見込まれる中、施設の維持管理費、更新費用を低減する必要があります。

### ② 今後のマネジメントの方針

- ・既存施設の健全度を把握し、長期的な視点にたった更新費用の平準化を図るため、「(仮称) 水道施設更新計画」を策定し、施設の重要度や老朽化の程度などを踏まえて優先的に改善すべき施設を明確にします。特に今後は、人口減少等による使用水量の低下が見込まれることから、施設の統廃合、施設規模の見直しを検討します。
- ・点検・診断については、ポンプなどの機械設備、機器類を作動させる電気設備については、常に、正常に運転できる状態を維持するため、定期的に分解補修等を実施し、長寿命化を図っていくとともに、それら基礎情報を一元的に整理することで、健全性を評価し、安定給水の継続に努めます。また、施設の耐震診断、劣化診断を実施し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、予防保全的な補修により、日々の軽微な故障などの発生リスクを抑え、各施設の健全性を維持したまま長寿命化を図ります。耐震・劣化診断の結果などから早期に更新する必要がある施設については、将来の水需要の動向等を考慮した上で、ダウンサイジングや統廃合等による施設規模等の見直しを行います。

## 7-2 下水道施設

### (1) 管きよ

#### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、管きよについては、公共下水道約 38 k m、特定環境保全公共下水道約 121 k m、農業集落排水施設が約 107 k m、コミュニティ・プラント約 75 k mを管理しています。
- ・最も古いものでは昭和 53 年に整備した管きよがあり、施設の老朽化が進行しています。今後、施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理、および定期的な施設更新を強化する必要がありますが、現状では、施設の維持管理業者あるいは市民からの通報等により、調査及び対処工事を実施している状況です。

#### ② 今後のマネジメントの方針

- ・管きよについては、耐用年数が 50 年と長いため、定期的な清掃を行うことで、長寿命化を図ります。
- ・農業集落排水施設については、平成 26 年度から施設の機能診断調査を実施し、平成 29 年度には最適整備構想を策定する予定です。
- ・点検・診断については、施設の維持管理業者及び市民からの通報等の情報を蓄積することで老朽化が進行している箇所の設定を行うとともに、重点的な点検などの取り組みを検討します。また、それらの取り組みの結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、限られた財源の中で更新を進めていく必要があることから、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの減少に向け、費用対効果の高い計画的な投資の実現を図ります。

## (2) 処理場・マンホールポンプ

### ① 現状と課題

- ・平成 28 年 3 月末現在において、朝来市の下水道終末処理場数は、公共下水道が 1 箇所、特定環境保全公共下水道が 5 箇所、農業集落排水施設が 13 箇所、コミュニティ・プラントが 15 箇所となっています。また、マンホールポンプとして、公共下水道 16 箇所、特定環境保全公共下水道 78 箇所、農業集落排水施設 113 箇所、コミュニティ・プラント 38 箇所を管理しています。
- ・施設整備から年月が経過するに伴い、施設の老朽化が進行しているため、今後、施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理、および定期的な施設更新を強化する必要があります。
- ・山東中部処理場については、平成 23 年度に長寿命化計画を策定し、平成 27～29 年度で電気設備工事、水処理設備工事、建築電気設備工事を行います。また、農業集落排水施設については、平成 26 年度から施設の機能診断調査を実施しており、平成 29 年度には最適整備構想を策定する予定です。
- ・電気機械設備については、施設の長寿命化を図るため、施設の整備業者及び維持管理業者と協議し、改修計画を策定し、計画的な改修を実施しています。

### ② 今後のマネジメントの方針

- ・人口減少等により使用料収入の減少も見込まれるため、下水道処理施設の統廃合を進めるための「(仮称) 下水道施設統廃合計画」を策定し、施設の維持管理費を削減するとともに、計画的な改修・更新を行い、安全・安心な下水道施設を維持します。
- ・点検・診断については、統廃合計画にもとづき実施するとともに、得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、統廃合計画にもとづく取り組みを進めるとともに、今後も維持する施設については、長寿命化計画を策定し、施設改修・更新を行います。また、マンホールの鉄蓋及びマンホールポンプの電気機械設備については、劣化状況を把握し、予防保全型の維持管理を実施する事で安全・安心な下水道施設を維持します。



## 8 推進体制等

### 8-1 推進体制の構築

#### (1) 全庁横断的な推進体制の構築

本市においては、平成 26 年度以降、公共施設白書の作成や公共施設再配置基本方針の策定など、公共施設マネジメントの取り組みを進めてきました。

今後、さらに個別具体の検討を進めるため、公共施設を所管する課長級で組織する「庁内検討会議」を設置するなど、施設の維持管理、機能の提供についての議論を深め、真に市民に必要な施設のあり方を継続的に検討していく全庁横断的な組織の構築を図ります。

#### (2) 職員の意識醸成と専門技術等の向上

分野横断的に公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義や、本市の公共施設を取り巻く状況を理解し、創意工夫のもと、主体的に地域と関わり、保有量の最適化や計画的な保全、効率的・効果的な維持管理・運営の取り組みを実践していくことが重要です。

そのため、職員を対象とした研修会を定期的を開催するなど、意識啓発はもとより、施設の点検等に係るノウハウの蓄積や継承のための取り組みを進めます。

#### (3) 広域的な連携

公共施設で提供するサービス（機能）においては、地域に密着して一定のエリアの市民等を対象として展開するものと、市内外を問わず広く一般の利用を想定したものがあると考えられます。

効率的かつ効果的な施設サービスを提供していくため、市外の住民も利用可能な広域的施設については、国や県、周辺の市町との共同保有や相互利用といった広域的な連携の取り組みについて検討します。また、市外の公共施設や民間施設の活用についても検討します。

## 8-2 情報の一元管理・共有化

公共施設マネジメントの推進に必要なとなる施設情報を一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進めるとともに、公共施設白書を更新していきます。

また、施設保有量の最適化や計画的な保全等の円滑な執行を支援するため、「(仮称) 公共施設マネジメント支援システム」を構築し、必要な施設情報を継続的に更新、活用していくための仕組みを検討します。

## 8-3 市民等との情報共有

公共施設マネジメントを推進していくためには、市民や事業者等の理解が不可欠です。特に、公共施設の再配置の検討については、将来のまちのあり方に関わることから、将来のまちの姿を関係者が共有していくことが重要です。

そのため、施設情報などの基礎的な情報や検討経過については、ホームページや広報紙等で積極的に情報を発信・共有していくとともに、地区別懇談会やふれあい市長室などを開催し、相互理解のうえで取り組みを進めます。

## 8-4 計画のフォローアップ

公共施設マネジメントの推進については、PDCA（計画・実行・検証・改善）サイクルを活用し、取り組みの進捗管理や見直しを行い、継続的な取り組みとします。

公共施設マネジメントには、将来の更新を見据えて中長期的な視点で取り組むことが不可欠であるため、本計画の対象期間は10年間としていますが、総合計画の改定や取り組みの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 8-1 PDCAサイクルにもとづく取り組みイメージ

